

議会運営委員会

令和3年8月25日
委員会室

1 開 会

2 協議事項

(1) 第83回9月定例会の運営等について

ア 定例会の日程等について

イ 新型コロナウイルス感染症に係る9月市議会定例会の対応について

(2) 西脇市議会基本条例の一部改正について

(3) オンライン会議導入に伴う考え方について

(4) 議会選出の監査委員について

3 その他

第83回西脇市議会 9月定例会の日程等について

記

1 上程予定議案とその取扱いについて
(別紙のとおり)

2 日程及び会期

(1) 日 程

8月25日 (水)	午前9時30分から	議会運営委員会
30日 (月)	午前9時30分から	議案説明会
9月1日 (水)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議 (第1日)
		<u>(本会議終了後、資料請求調整会)</u>
2日 (木)	正午	議案質疑通告締切
		決算審査意見書に対する質疑締切
7日 (火)	午前10時00分から	本会議 (第2日)
		<u>(本会議終了後、決算審査意見書に対する質疑応答)</u>
		<u>(上記終了後、決算特別委員会質疑調整会)</u>
8日 (水)	午前9時30分から	文教民生常任委員会
9日 (木)	午前9時30分から	総務産業常任委員会
10日 (金)	午前9時30分から	予算常任委員会
	終了後	決算特別委員会
13日 (月)	午前9時30分から	決算特別委員会
14日 (火)	午前9時30分から	決算特別委員会
15日 (水)		委員会予備日
16日 (木)	正午	一般質問通告締切
17日 (金)	正午	討論通告締切
		<u>(一般質問の通告数等により、午後1時30分から議会運営委員会を開催)</u>
24日 (金)	午前9時30分から	議員協議会
	午前10時00分から	本会議 (第3日)
27日 (月)	午前10時00分から	本会議 (第4日)
28日 (火)		予備日
29日 (水)	午前9時30分から	議会運営委員会

(2) 会 期

9月1日 (水) から9月28日 (火) までの28日間

3 会議録署名議員

第1日 5番 高瀬 洋 議員 12番 林 晴信 議員

第2日	6番	東野 敏弘	議員	10番	村井 正信	議員
第3日	7番	坂部 武美	議員	9番	岡崎 義樹	議員
第4日	8番	浅田 康子	議員	14番	寺北 建樹	議員

4 議案質疑及び決算審査意見書に対する質疑締切

9月2日(木) 正午

5 一般質問通告締切

9月16日(木) 正午

6 討論通告締切

9月17日(金) 正午

7 その他

・ 9月3日(金)

文教民生常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切

・ 9月6日(月)

総務産業常任委員会 請求資料配布及びその他質疑締切

・ 9月7日(火)

予算常任委員会及び決算特別委員会 請求資料配布

(別紙) 第83回西脇市議会定例会 (令和3年9月)

【1】

議案等	件名	9月1日(水) 午前10時 本会議	7日(火) 午前10時 本会議	8日(水) 午前9時30分 文教民生	9日(木) 午前9時30分 総務産業	10日(金)~14日(火) 午前9時30分 予算・決算	24日(金) 午前10時 本会議	27日(月) 午前10時 本会議	28日(火) 予備日
1	西監報第6号 例月出納検査の結果について(報告)	諸報告			(調査)				
2	西監報第7号 例月出納検査の結果について(報告)	"			(")				
3	西監報第8号 例月出納検査の結果について(報告)	"			(")				
4	西監報第9号 例月出納検査の結果について(報告)	"			(")				
5	報告第10号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	"			(")				
6	報告第11号 令和2年度教育に関する事務の点検及び評価の報告について	"		(調査)					
7	報告第12号 令和2年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業及び決算の報告について	"		(")					
8	報告第13号 令和2年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業及び決算の報告について	"			(調査)				
9	報告第14号 令和2年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について	"		(調査)					
10	報告第15号 和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	"		(")					
11	議案第60号 西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明	質疑~委員会付託○.....	委員長報告~採決		
12	議案第61号 西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	"	"○.....	"		
13	議案第62号 令和3年度西脇市一般会計補正予算(第5号)	"	"○.....	"		
14	議案第63号 令和3年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算(第2号)	"	"○.....	"		
15	議案第64号 令和3年度西脇市介護保険特別会計補正予算(第2号)	"	"○.....	"		
16	議案第65号 令和2年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
17	議案第66号 令和2年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
18	議案第67号 令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
19	議案第68号 令和2年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
20	議案第69号 令和2年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
21	議案第70号 令和2年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
22	議案第71号 令和2年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
23	議案第72号 令和2年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
24	議案第73号 令和2年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について	"	"○.....	"		
25	議案第74号 令和2年度西脇市水道事業会計決算の報告について	"	"○.....	"		
26	議案第75号 令和2年度西脇市下水道事業会計決算の報告について	"	"○.....	"		
27	議案第76号 令和2年度西脇市病院事業会計決算の報告について	"	"○.....	"		

議案等	件名	9月1日(水) 午前10時 本会議	7日(火) 午前10時 本会議	8日(水) 午前9時30分 文教民生	9日(木) 午前9時30分 総務産業	10日(金)~14日(火) 午前9時30分 予算・決算	24日(金) 午前10時 本会議	27日(月) 午前10時 本会議	28日(火) 予備日
28 議案第77号	西脇市教育委員会委員の任命について	提案説明・即決							
29 議案第78号	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の変更について	提案説明	質疑～委員会付託	……○……	……………	……………	委員長報告～採決		
委員会提出 議案第6号	西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	提案説明・即決							
陳情第1号	令和4年度西脇市就学前教育・保育関係予算に対する要望書	諸報告		(審査)			委員長報告～質疑		
—	文教民生常任委員会の事務事業評価の結果報告について	委員長報告							
—	総務産業常任委員会の事務事業評価の結果報告について	〃							
—	西脇市議会決算特別委員会の設置について		提案～簡易採決						
—	西脇市議会決算特別委員会委員の選任について		指名						
—	文教民生常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						委員長申出・即決		
—	総務産業常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	予算常任委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	議会運営委員会所管事項の閉会中継続審査の申出について						〃		
—	一般質問						○	○	

第 83 回市議会定例会提出議案

(R 3. 8. 25 告示)

議案等	議案名	内 容	提案説明者
議案第60号	西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う所要の改正	総務部長
議案第61号	西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について	地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴う所要の改正	〃
議案第62号	令和3年度西脇市一般会計補正予算(第5号)	所要の補正	副市長
議案第63号	令和3年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算(第2号)	所要の補正	〃
議案第64号	令和3年度西脇市介護保険特別会計補正予算(第2号)	所要の補正	〃
議案第65号	令和2年度西脇市一般会計歳入歳出決算の報告について		市長
議案第66号	令和2年度西脇市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第67号	令和2年度西脇市立学校給食センター特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第68号	令和2年度西脇市老人保健施設特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第69号	令和2年度西脇市公営墓地特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第70号	令和2年度西脇市介護保険特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第71号	令和2年度西脇市茜が丘宅地供給事業特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第72号	令和2年度西脇市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第73号	令和2年度西脇市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の報告について		〃
議案第74号	令和2年度西脇市水道事業会計決算の報告について		〃
議案第75号	令和2年度西脇市下水道事業会計決算の報告について		〃
議案第76号	令和2年度西脇市病院事業会計決算の報告について		〃
議案第77号	西脇市教育委員会委員の任命について	委員の任命	〃
議案第78号	北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の変更について	小野市の脱退に伴う規約の変更	福祉部長
報告第10号	令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定による報告	—
報告第11号	令和2年度教育に関する事務の点検及び評価の報告について	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による報告	—

報告第12号	令和2年度一般財団法人西脇市住民サービス公社事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第13号	令和2年度公益財団法人北播磨地場産業開発機構事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第14号	令和2年度公益財団法人西脇市文化・スポーツ振興財団事業及び決算の報告について	地方自治法第 243条の3第2項の規定に基づく報告	—
報告第15号	和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について	地方自治法第 180条第2項の規定に基づく報告	—

令和2年度決算の概要

1 会計別決算の状況

(単位 千円)

会計別	歳入額	歳出額A	差引額	元年度歳出額B	比較A-B	伸率%	
一般会計	31,260,781	30,833,119	427,662	20,421,490	10,411,629	51.0	
特別会計	国保特会	4,404,599	4,310,790	93,809	4,429,245	△ 118,455	△ 2.7
	介護特会	4,848,092	4,752,795	95,297	4,676,176	76,619	1.6
	その他	1,520,727	1,505,991	14,736	1,489,154	16,837	1.1
	計	10,773,418	10,569,576	203,842	10,594,575	△ 24,999	△ 0.2
企業会計	水道事業会計	970,852	1,081,573	△ 110,721	1,123,841	△ 42,268	△ 3.8
	下水道事業会計	1,962,517	1,962,387	130	2,029,939	△ 67,552	△ 3.3
	病院事業会計	8,805,161	8,799,540	5,621	8,354,248	445,292	5.3
	計	11,738,530	11,843,500	△ 104,970	11,508,028	335,472	2.9
合計	53,772,729	53,246,195	526,534	42,524,093	10,722,102	25.2	

※企業会計は、収益的収支額を計上している（税抜き）

2 決算の概要

(1) 一般会計

ア 歳入においては、未収特財を除く実質的な予算比が 97.32%とほぼ予算額どおりとなりました（財政調整基金取崩し 2 億 5 千万円）。一方、歳出においては、経常経費の節減に努めた結果、翌年度への繰越分を除いた予算額に対する執行率は 96.76%となり 10 億 3,281 万 3 千円の不用額が生じました。

形式収支は 4 億 2,766 万 2 千円、繰越財源を除いた実質収支（黒字額）は 1 億 7,080 万 8 千円となり、そのうち 9 千万円を財政調整基金に積み立てました。

イ 普通建設事業

(単位 千円)

庁舎等整備事業	6,485,224
農業振興施設整備事業	204,915
鳥獣被害防止総合対策事業	10,705
市営土地改良事業	28,366
新庁舎周辺地域整備事業	169,363
市単独道路改良・舗装事業	45,422
新庁舎周辺道路整備事業	309,069
橋りょう維持事業	141,649
公園施設長寿命化対策事業	36,439
市営住宅長寿命化対策事業	42,300
防災行政無線設備整備事業	12,980
消防自動車更新等事業	49,214
西脇小学校校舎整備事業	26,284
その他	210,268
合計	7,772,198 199.6%増

(2) 特別会計

国民健康保険特別会計については、兵庫県から提示された標準保険料率を参考にした保険料率の改正や収納率の向上により、財政調整基金を取り崩すことなく 9,380 万 9 千円の黒字となりました。その他の 7 特別会計については、概ね予算どおりの執行となりました。

(3) 企業会計

水道事業については、引き続き老朽管更新工事を実施しました。決算では、新型コロナウイルス感染症対策として水道料金免除施策を半年間実施したことにより給水収益が減少し、1億1,072万1千円の赤字となりました。

下水道事業については、浸水被害を軽減するため下戸田で雨水幹線排水路整備工事を実施するとともに、黒田庄町前坂での内水対策として、河川の逆流防止樋門の設置工事を実施しました。また、効率的な汚水処理を推進するため、中畑地区を公共下水道へ接続するとともに、昨年度に引き続き黒田庄浄化センターの長寿命化工事を実施しました。決算では、13万円の黒字となりました。

病院事業については、新型コロナウイルス感染症対応として、引き続き西脇市多可郡医師会と連携し、発熱トリアージ外来での診療を実施するとともに、2月から陽性患者の入院受入れを開始しました。決算では562万1千円の黒字となりました。

3 財政の状況

(1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標であり、令和2年度の経常収支比率は90.4%で、前年度の92.9%から2.5ポイント良化しております。前年度と比べ、地方消費税交付金及び地方交付税の増加により分母となる経常一般財源が増加したことに加え、補助費等の減少により分子となる経常経費充当一般財源が減少したことが要因です。

(2) 積立金

令和2年度末現在、財政調整基金をはじめとする積立金の総額は、106億5,975万9千円となりました。(財政調整基金残高：49億2,597万8千円)

(3) 市債

令和2年度末現在、一般会計をはじめとする市債残高の総額は、495億3,875万1千円となりました。(一般会計市債残高：242億5,942万5千円)

4 健全化判断比率等の状況(別添資料)

(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)

(資金不足比率)

令和2年度 決算の状況

(単位 千円)

区分	一般会計	国民健康保険特別会計	学校給食センター特別会計	老人施設特別会計	保健施設特別会計	公営墓地特別会計	介護保険特別会計	茜が丘宅地供給事業特別会計	後期高齢者医療特別会計	太陽光発電事業特別会計	特別会計	一般会計
歳入総額	31,260,781	4,404,599	285,438	489,885	4,246	4,848,092	26,998	646,458	67,702	10,773,418	42,034,199	
歳出総額	30,833,119	4,310,790	285,438	489,885	4,246	4,752,795	26,998	631,722	67,702	10,569,576	41,402,695	
歳入歳出差引額	427,662	93,809	0	0	0	95,297	0	14,736	0	203,842	631,504	
翌年度へ繰り越すべき財源	256,854	0	0	0	0	0	0	0	0	0	256,854	
継続費通次繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰越明許費繰越額	256,854	0	0	0	0	0	0	0	0	0	256,854	
事故繰越繰越額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
実質収支額	170,808	93,809	0	0	0	95,297	0	14,736	0	203,842	374,650	
実質収支額のうち 地方自治法の規定 による基金繰入額	90,000	47,000	0	0	0	32,203	0	0	0	79,203	169,203	

1 健全化判断比率

(単位 %)

区 分	令和2年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	13.07	20.00
連結実質赤字比率	—	18.07	30.00
実質公債費比率	8.5	25.0	35.0
将来負担比率	20.9	350.0	

※ 実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」と記載している。

2 資金不足比率

(単位 %)

区 分	令和2年度決算	経営健全化基準	備 考
水道事業会計	—	20.0	
下水道事業会計	—	20.0	
病院事業会計	—	20.0	
太陽光発電事業特別会計	—	20.0	

※ 資金不足が生じない場合は、「—」と記載している。

第 83 回市議会提出補正予算案の概要

歳入歳出予算

(単位 千円)

会計名	補正前の額	補正額	補正後の額	補正予算の主な内容
一般会計(第5号)	20,447,548	312,900	20,760,448	
				① 旧庁舎等跡地活用事業 77,048
				国県支出金等返納事業 101,000
				富良野市友好親善事業 △ 72
				市民会館管理運営事業 1,467
				市民会館管理運営事業(人件費補助金) △ 109
				社会保障・税番号制度システム整備事業 1,936
				介護保険特別会計繰出金 209
				老人保健施設特別会計繰出金 5,154
				出産応援特別給付金事業 3,500
				障害児保育事業 1,796
				がん患者アピアランスサポート事業 400
				市営土地改良事業 12,000
				② 西脇ファッション都市構想推進事業 100,000
				空き家等対策推進事業 900
				生活文化総合センター管理運営事業 146
				地球科学館管理事業 272
				アピカ音楽ホール管理運営事業 17,380
				マラソン大会開催事業 △ 1,800
				西脇多可新人高校駅伝競走大会開催事業 △ 1,500
				人件費(会計年度) △ 6,827
				合 計 312,900
				(財源内訳)
				特定財源 148,975
				一般財源所要額 163,925
【債務負担行為の追加】				
旧庁舎等解体工事費 R4	494,000千円			
西脇中央駐車場指定管理料 R4～R8	10,500千円			

特別会計	11,181,153	6,151	11,187,304	
老人保健施設特別会計(第2号)	517,899	5,154	523,053	老人保健施設管理事業 5,154
介護保険特別会計(第2号)	5,077,176	997	5,078,173	国県支出金等返納事業 △ 211 介護保険財政調整基金管理事業 1,208

第83回市議会定例会提出議案の概要

◆議案第60号 西脇市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うため。

2 改正の概要

- (1) 国の情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更されたため、訂正請求に基づき番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報を訂正した場合における訂正内容等の通知先を「総務大臣」から「内閣総理大臣」に改める。
- (2) 番号法第19条に第4号が新設されたことに伴い、同条において号の繰下げがあったため、「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

3 施行期日

公布の日

◆議案第61号 西脇市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を行うため。

2 改正の概要

〈第1条関係〉

- (1) 非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し
令和6年度課税以降の個人市民税において、その対象となる扶養親族から「30歳以上70歳未満の国外居住扶養親族」を原則として除く。
個人市民税均等割・所得割の非課税限度額についても、基準の判定に用いる国外居住扶養親族の範囲を扶養控除の取扱いと同様とする。
- (2) 特定一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例の延長
特例一般用医薬品等購入費の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を5年間延長（令和8年12月31日まで（令和9年度課税の個人市民税まで））する。

〈第2条関係〉

地方税法等の改正に伴う引用条項の改正

3 施行期日

- (1) 公布の日（第2条関係）
- (2) 令和4年1月1日（第1条関係(2)）
- (3) 令和6年1月1日（第1条関係(1)）

◆議案第62号 令和3年度西脇市一般会計補正予算（第5号）

- ・旧庁舎等跡地活用事業
- ・出産応援特別給付金事業
- ・西脇ファッション都市構想推進事業
- ・空き家等対策推進事業
- ・上記のほか、所要の補正

◆議案第63号 令和3年度西脇市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）

- ・老人保健施設管理事業

◆議案第64号 令和3年度西脇市介護保険特別会計補正予算（第2号）

- ・国県支出金等返納金の額の確定に伴う補正
- ・上記のほか、所要の補正

◆議案第65号から議案第76号まで 令和2年度西脇市一般会計ほか11会計決算の報告について

- ・別紙のとおり

◆議案第77号 西脇市教育委員会委員の任命について

- ・委員4人のうち、内橋和彦委員が辞職
- ・氏名：
- ・任期：前任者の残任期間（令和4年12月22日まで）

◆議案第78号 北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園規約の変更に
ついて

1 改正理由

令和4年3月31日付けで小野市が脱退することに伴い、所要の改正を行うため。

2 改正の概要

- (1) 組合を組織する地方公共団体から小野市を削除
- (2) 組合議会の議員定数を8人から6人へ変更
- (3) 組合の副管理者を3人から2人へ変更

3 施行期日

令和4年1月1日

新型コロナウイルス感染症に係る9月市議会定例会の対応について

1 本会議

(1) 出席者

- ・本会議第1日…特別職、議案提出部長・議事担当
- ・本会議第2日…特別職、質疑答弁部長・議事担当
- ・本会議第3日…特別職、議案提出部長・一般質問答弁部長・議事担当
- ・本会議第4日…特別職、一般質問答弁部長・議事担当

(2) 傍聴

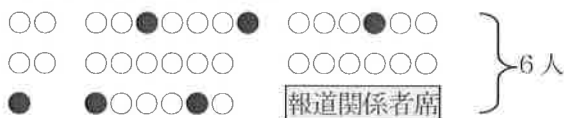
緊急事態宣言下においては、自粛の要請をする。

それ以外の場合にあつては、次のとおりとする。

ア 北播磨管内における過去1週間の1日平均の新規感染者数が3人未満



イ 同3人以上5人未満



ウ 同5人以上又は住民の感染が判明した場合

自粛の要請（住民の感染判明の場合は、翌日から2週間）

(3) 委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問

- ・通常どおり実施
- ・演壇及び質問席での発言時に限りマスクを外すことを可とする。ただし、緊急事態宣言下を除く。

(4) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度を超過している場合は欠席してもらう。）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・入退場の際、アルコールによる手指消毒
- ・議場内は必ずマスクを着用（(3)以外で発言時に外す場合は議長の許可を得る。）
- ・議場及び傍聴席は、必要な換気ができており、念のため休憩時に扉を開け換気を行う。

（エアコン稼働時→全熱換気、エアコン停止時→自動換気又は全熱換気）

2 各委員会

(1) 出席者

- ・各委員会委員、理事者（特別職、説明員、議事担当）

(2) 傍聴

- ・市民傍聴（予算常任委員会を除く。）は従来どおり最大3人（前項第2号ウに該当する場合は、自粛の要請）
- ・議員傍聴は不可（議員控室で確認願う。）

(3) 健康管理及び3密対応

- ・朝の検温実施（37.5度を超過している場合は欠席してもらう。）
- ・うがい、手洗いの励行
- ・入退室の際、アルコールによる手指消毒
- ・委員会室内は必ずマスクを着用（発言時に外す場合は委員長の許可を得る。）

- ・委員会室等も必要な換気ができており、念のため休憩時に窓及び扉を開け換気を行う。

(エアコン稼働時→全熱換気、エアコン停止時→自動換気又は全熱換気)

※住民の感染が発生した場合、感染状況によっては、あらためて議会運営委員会を開催し対応を検討

委員会提出議案第6号

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第109条第6項及び西脇市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和3年9月1日

西脇市議会議会運営委員会
委員長 中川正則

(理由)

議場開放講演会事業等の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市議会基本条例の一部を改正する条例

西脇市議会基本条例（平成24年西脇市条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(議場等の開放) 第20条	市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。	(議場等の開放) 第20条	市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。	市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。	市民に対して議場等を開放し、より親しみのある議会を目指すものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

オンライン会議導入に伴う考え方について

1 改正理由及び概要

どんな場合にオンライン会議を開くのか？

（重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等（公務、災害、負傷、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産の補助その他のやむを得ない事由））

- (1) 新型コロナウイルス（重大な）感染症のまん延防止措置の観点等から【総務省通知：大阪市】
- (2) 災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により【大阪府：取手市】
- (3) 重大な感染症のまん延防止、大規模災害その他の緊急事態の発生等の事由により（重大な感染症のまん延防止の措置の観点から又は大規模な災害の発生等により）【兵庫県（神戸市）】
- (4) 重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、また、育児、介護等のやむを得ない事由により【大阪府】

☞ 西脇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例による議員活動休止期間との整理も必要である。

2 改正に当たっての考え方

- (1) 表決権について

ア 出席者であるが表決権なし（取手市⇒令和3年6月改正OKに）

イ 出席者であり表決権あり（大阪府・大阪市）

☞ 表決件ありとしたい。

- (2) 正副委員長のオンライン参加

円滑な議事運営を確保する観点から大阪府は不可

☞ 特に定めなしとしたい。

- (3) 理事者のオンライン参加

大阪府は不可

☞ 当面は不可としたい。

- (4) 証人、委員外議員、紹介議員の参加

☞ 当面は想定しない。

※【総務省通知】

新型コロナウイルス感染症のまん延防止措置の観点等から委員会の開催場所への参集が困難と判断される実情がある場合に、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法を活用することで委員会を開催することは差し支えないと考えられる。

その際には、現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保するため、議事の公開の要請への配慮、議員の本人確認や自由な意思表示の確保等に十分留意するとともに、情報セキュリティ対策を適切に講じる必要がある。

なお、法第 113条及び法第 116条第 1 項における本会議への「出席」については、現に議場にいることと解されているので、念のため申し添える。

会議規則	地方自治法
<p>(不在議員) 第67条 表決の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。</p> <p>(表決規定の準用) 第 114条 表決については、第66条(表決問題の宣告)、第67条(不在議員)、第68条(条件の禁止)、第71条(記名投票)、第72条(無記名投票)、第73条(選挙規定の準用)及び第74条(表決の訂正)の規定を準用する。</p>	<p>(定足数) 第 113条 普通地方公共団体の議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができない。但し、第 117条の規定による除斥のため半数に達しないとき、同一の事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、又は招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において出席を催告してもなお半数に達しないとき若しくは半数に達してもその後半数に達しなくなったときは、この限りでない。</p> <p>(表決) 第 116条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 2 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。</p>